

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）第35条第1項の規定により読み替えて適用する静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第19条の規定に基づき、静岡県が作成した環境影響評価準備書について次のとおり公告し、当該準備書及び要約書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告の日から、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和3年12月10日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 準備書の名称

一般国道414号伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価準備書

2 都市計画決定権者の名称

- (1) 名称 静岡県
- (2) 代表者 静岡県知事 川勝平太
- (3) 所在地 静岡市葵区追手町9番6号

3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 都市計画道路伊豆縦貫自動車道（伊豆市、河津町）
- (2) 種類 高規格幹線道路の新設
- (3) 規模 道路延長 約20km

4 都市計画対象事業を実施しようとする区域

伊豆市矢熊から河津町梨本

5 関係地域の範囲

伊豆市、河津町

6 準備書の縦覧の場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

伊豆市役所建設部都市計画課

（郵便番号410-2592 伊豆市八幡500番地1）

河津町役場建設課

（郵便番号413-0595 賀茂郡河津町田中212番地2）

7 意見書への記載事項

- (1) 住所、氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 準備書の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載）

8 準備書の縦覧期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月11日（火）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

9 意見書の提出期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月25日（火）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）